

2021年12月7日

日野自動車安全衛生協力会 会員各位

日野自動車安全衛生協力会 教育委員会

2021年度 冬季連休工事 連絡事項

昨年同様に冬季連休前安全大会が中止になりましたが、皆様が安全に作業を行えるよう教育委員会よりご連絡いたします。2022年1月2日より現行の規格の安全帯は使用出来なくなります。また墜落制止型器具と名称が変更になり、使用するには特別教育の受講が必要となります。全豊田高所作業教育は墜落制止型器具の特別教育の代わりとなりませんので、協力会社様がそれぞれ外部機関にて受講していただく必要があります。

以下、記載しますので対応をお願いいたします。

墜落制止型器具について

- 安全帯→墜落制止型器具に名称変更、2022年1月2日より新規格の墜落制止型器具を使用する。U字吊りの胴ベルト型は使用不可。
- 全豊田仕入先安全基準において、高さ5m以上ではフルハーネス型墜落制止型器具が必須の上、5m未満では胴ベルト型の使用も認められます。また、フルハーネス型墜落制止型器具の正しい装着方法を学ぶ為、特別教育の受講が必要です。
- 5mを超える作業をする場合はフルハーネス型の墜落制止型器具が必要となります。ショックアブソーバーには種類があり、腰より高い位置に取り付ける場合は第一種を、足元に取り付ける場合は第二種を選定して下さい。それぞれランヤードの長さが違うので注意が必要です。(取り付ける位置によって落下距離が変わります)
- 2m以上は高所作業となります。5m以下の作業でもフルハーネス型の墜落制止型器具を使用するのが望ましいですが、前述のようにショックアブソーバーの長さによっては墜落後に床に接触してしまう危険があるため、胴ベルト型の墜落制止型器具も使用出来ません。
- 高所作業車を使用する場合も高さに応じた墜落制止型器具が必要です。

	2018(平成30)年	2019(平成31)年	2020(平成32)年	2021(平成33)年	2022(平成34)年以降
胴ベルト型(現行規格)		使用可能			使用不可
胴ベルト型(新規格)		使用可能	6.75m(建設業では5m)以下		
フルハーネス型(現行規格)		使用可能			使用不可
フルハーネス型(新規格)		使用可能			

← 猶予期間 →

2019年2月1日 (フルハーネス義務化) 2022年1月2日 (新規格へ完全移行)